

休会規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の正会員の休会に関して必要な事項を定める。

（休会理由）

第2条 会員は、次の各号の理由により学会を休会することができる。

- 一 出産・育児・介護
- 二 長期の病気療養
- 三 海外への留学・勤務
- 四 その他、理事会において承認された理由

（期間）

第3条 休会期間は年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度11月1日から2年間を限度とする。

2 特別な理由がある場合、理事会の承認を得て、休会期間を延長することができる。ただし過去の休会も含めて、休会期間の合計は3年を超えないものとする。

（条件）

第4条 会員は、次の各号の条件を満たし、理事会において承認を得ることによって休会することができる。

- 一 休会を開始する年度の前年度までの会費が納入されていること
- 二 過去に休会した場合、休会の開始日が、直近の休会の終了日から2年以上経過していること
- 三 過去に休会した場合、通算の休会期間が3年に達していないこと

（休会手続き）

第5条 休会しようとする者は、休会しようとする年度の前年度の10月末日までに学会事務局へ休会届を提出するものとする。

2 前項の届出については、担当理事が審査し、必要があるときは追加の説明を求めることができるものとする。

3 前項の審査を経て特段の疑義がない場合には、仮承認とし、届出者に通知するものとする。

4 休会の正式な承認は、理事会の審議を経て行う。

（会費免除）

第6条 休会が承認された会員は、休会期間中の会費について納入することを要しない。